

令和元年第2回与論町議会臨時会
会 議 錄

令和元年5月20日

与 論 町 議 会

令和元年第2回与論町議会臨時会会議録

令和元年5月20日（月曜日）午前9時14分開会

1 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第20号 令和元年度与論町一般会計補正予算(第1号)
- 第4 議案第21号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第5 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第6 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて(与論町税条例の一部を改正する条例)

2 出席議員（8人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村俊君	4番 林敏治君
6番 町俊策君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（2人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（5人）

町長 山元宗君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 大角周治君	税務課長 武東真奈美君
町民福祉課長 田畠文成君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 池田レミ君

開会 午前9時14分

○議長（福地元一郎君） ただいまから、令和元年第2回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番、遠山勝也君、6番、町俊策君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第20号 令和元年度与論町一般会計補正予算(第1号)

○議長（福地元一郎君） 日程第3、議案第20号、令和元年度与論町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（山 元宗君） 議案第20号、令和元年度与論町一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

歳入に財政調整基金繰入金90万円を計上しております。

次に歳出としまして、民生費社会福祉総務費90万円を計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ90万円を追加し、一般会計予算総額50億3875万4000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時17分

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

○議長（福地元一郎君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和元年度与論町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和元年度与論町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第21号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長（福地元一郎君） 日程第4、議案第21号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第21号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、平成30年度の決算において歳入不足が見込まれるため、平成31年度予算から繰上充用を行うものです。

補正は、歳入で、一般会計繰入金90万円の追加、歳出で、前年度繰上充用金90万円を追加計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私からは二点ほど確認、質問を申し上げたいと思います。ちょっと小さなことなのですが、一点目は予算書の様式の中での言葉の使い方を確認したいと思います。最初のページの総則のところの第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万円を増額し、「増額」という言葉を使っているのですが、一般会計のほうでは「追加し」という言葉を使っているのですが、この二つの意味の違いは何かあるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） いろいろな通達の中では、追加というのが一般的だとは認識していますが、増額が決していけないということはよくわかりませんので調べて回答したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 日本語はなかなか難しいのですが、総務企画課長からありましたように、行政用語というものはある程度厳格にしなければならないものであって、いろいろな文献、参考図書を見てみると、例えば学陽書房から出している「予算の見方つくり方」もあるし、自治法上の使っている言葉の意味もあります。総務企画課長からありましたように正確には私も「追加し」という言葉のほうが正しいと思います。特別会計も毎年補正予算が出てきますが、たまに一般会計と違う言葉を使っていることがありますので、そこをしっかり総務企画課長のほうでコントロールして統一をしていただきたい。私個人は「追加し」という言葉のほうが正しいと思っています。減らす場合には「減額し」という言葉。追加したり減額したりという言葉を使うように、私からのお願いというよもしっかりと執行部のほうで統一をしていただきたい。それからついでにちょっと細かいのですが、国保の事項別明細書の4ページのタイトルに歳入歳出補正予算事項別明細書という名称になっていますが、これは正確には歳入歳出予算補正事項別明細書にすべきだと思っています。一般会計のほうも補正予算という言葉を使っているわけだけれども、この総則の文言のところでも、あるいは自治法の用語のところでも歳入歳出予算という言葉は一つの単語のようになっているのです。その総則などにはでてくるのですが歳入歳出予算の、補正の、という言葉を使っているわけなのです。歳入歳出予算という言葉は自治法の中で定義された一つの単語のようになっていますので、歳入歳出予算補正事項別明細書という言葉を使っていただきたいということです。そこをしっかり統一して頂きたいということは前から感じているのですが、そこを是非合わせて総務企画課長のほうでコントロールしていただきたいと思います。

次に二点目、ここはちょっと重要だと私は考えているのですが、国保は結局保険者が町から鹿児島県に移ったわけだけれども、そうしながら結局鹿児島県に移って、保険税の考え方や料金も統一されていると思うが、それにしても毎年この繰上充用という財政上の非常手段ですよね、原則としてはあまり好ましくない、やってはいけない非常手段です。金額の多寡はありますけれど。そういう意味で毎年今後もこういった繰上充用というものが出てくるのか、必要な歳入については保険税を中心にしてしっかりと担保されてそれが見込まれて決算のときに足らないことが起きないように、予算運用すべきだと思うのですが担当課長はどのように考えていますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 御質問のとおり30年度から県への財政的な運営についての法があります。ただやはり税金の賦課徴収等、町から県への納付金等につきましては従来どおり町の責任で行うことになっておりまして、昨年度も1300万円ほど充用させていただいたのですが今回は予算の段階において赤が少し見込まれるという観点から組ませていただきました。ただ現時点ではマイナス16万円ほどので、もしかしたら黒で締められるかもしれません。ですが完全に黒という確定ではないので

一旦予算としては繰上充用させていただくことにしておりまして。もし黒で締めることができるのであれば返納を予定しております。税率をどのくらいにするのかということは町の裁量であり、今後上げていくのか考えていかなければいけない点であるが、最近気になったのは被保険者数も減りつつありますし、医療費も昨年度よりは減少し、ある程度黒に近いのかなとふんでいるところなのですが、医療費につきましては水物でございまして毎年急に上がったり下がったりそういうことがございます。ですから確実に黒で締められるという確証が持てない部分がございますのでその点はご理解をいただければと思っております。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の説明を聞いてやむなしという部分もあるかと思います。しかし鹿児島県のほうに、県自体が保険者になっていろいろ市町村に県の指導があるかと思うのですが、以前は各市町村は結構脆弱な団体ですから、国保はほとんどの団体が赤字の団体が多かったのですが、繰上充用というのも毎年当たり前のようになされていましたが保険者が変わったことによって県の指導がしっかりしていればこういったことはあまりでないのかなと思ったりするのですが。県のほうからの指導はどのようにになっているか最後にお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 県のほうとしてもなるべく赤にしないように、昨年度大きな赤が出まして、赤字になった場合には赤字解消計画といったものも出していかなければならないといったこともございます。幸いにいたしまして今年度は黒に近いと思っているのですが先ほど申し上げたとおり医療費につきましては大きな医療費が生じるような事案が出ますといきなり上がったりするものですから、その点は予想がつかない場合もあるのですが全体的な医療費削減、予防などにつきましてはいろいろな衛生医療面から含めて検討していくかなければならないと思っています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 補正というのは必ず補わなければならないことから課長の苦労はわかります。私がここでお聞きしたいのは、この補正というのは穴埋めしなければなりませんがそれに対してどれだけの御苦労をされたかというのが一番の着目点だと思います。今、去年あたりから与論島の観光客も非常に増えてきました。所得も上がってきてている感じがします。牛の値段も上がってきますよね。そういうことからしまして私がお聞きしたいのは、その保険税の滞納に対してそれを徴収する側がどれだけ努力されているかというのが一番大切なことです。そう思う時に、誰に聞けばいいかわからないけれど、税務課長、どのくらい苦労されていますか。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 国保の担当も、国保税の収納を委託されている方も一生懸命毎日対応しているのですが、国保の滞納者には、滞納があると普通に受け取られている保険証は発行いたしません。分納の相談などをされてその短期証1か月とか3か月とかそういうものを渡して納めていただいてその都度短期証を渡したり、年度切り替えするときは前年度分をしっかりと払っていただいて普通の保険証を出したりとか、徴収担当とも連携をして納められない方には分納の形をとっていただいたりとか、そ

ういった努力をしております。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 町民の中には非常にすばらしい方もおられます。あるいはまったく理解できない話をされる方もおられるのですが、そう思う時にやはり税というものは公平でなければならないと思うのですが、やはり課せられた以上納めようという気持ちが基本的に大切なことだと思うのですが中には滞納する人も決まっているみたいで当然払わなくていいと思っている方もおられるのです。そういうことがないようにしなければならないのが皆さんのお仕事だし我々の仕事であると思うのです。なので確実に畜産のほうも上がっている、交流人口も増えて所得的にも上がってきている。そういう中でそれだけの努力をしていかなければならぬのではないかと、課長のほうから赤字にならないように頑張っているという話もありましたが、それよりも前にやるべきことをやってから足りない分を補うというのが補正だと思うのです。そういう基本的な例に立って是非ひとつ収納努力をしていただきたいと思うのです。総務企画課長、どう思いますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 現在、役場からの公共サービスを受ける際には様々な業界があると思いますがそういう補助金だったり、いろいろなことを受ける場合は税金の滞納があった場合は仕事や補助金は申請できません。公共工事についても法人の滞納があった場合にはそういうサービスは受けられないという項目が規定されています。そういうこともありますながら職員の徹底した徴収というものは厳しくやっていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

○議長（福地元一郎君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(福地元一郎君) 日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(山 元宗君) 承認第2号、専決処分の承認を求めるについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について提案理由を申しあげます。

地方税法の一部を改正する法律(平成31年3月29日公布 平成31年4月1日施行)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(平成31年3月29日公布 平成31年4月1日施行)に伴い、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものです。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(福地元一郎君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番(沖野一雄君) 質問というよりもあらためて説明を求めると思います。国民健康保険税条例が改正されるということで課税の限度額の話だと思うのですが、しかしある少しあかりやすく説明いただきたいと思います。国保の税というのはなかなか一般市民にもわかりにくいところがあって、軽減税率が7割、5割、2割とかあるわけですが、中身についても医療分があったり最初に出てくる61万円という数字は医療分だと思うのですが、後期高齢者支援分があったり介護分があったりいろいろするわけですが、その辺り例えば全体の1世帯にすると限度額がいくらになるのかという点や、特定世帯の特定とはどういった意味なのか。あるいは特定継続世帯の継続とはどういった意味があるか、言葉の意味ももう少しあかりやすく担当課長から説明していただければありがたいと思います。軽減率も世帯によって違うし医療も後期高齢者の支援分や介護分が全体でどう変わってくるのか、もう少しあかりやすい噛み砕いた説明をしていただければありがたいです。

○議長(福地一郎君) 武東税務課長。

○税務課長(武東真奈美君) 沖野議員の質問に対する説明を準備しておりませんので、後ほどしたいと思います。今回の見直しの件について説明させていただきたいと思います。今回の軽減の中身は5割と2割軽減の中間所得層の範囲を広げるために課税の限度額を基礎課税というものを3万円ほど上げて5割軽減の基準を求める計算があるのですが、基礎額に28万円とか保険者数の中の国保の所得者数で計算する計算があるのでその基準額を上げて、要はなるべく中間層の人達の保険税の負担を減らす

ために今回は軽減判定所得の見直しをおこなうために限度額を上げましょうということでお回改正しております。沖野議員の質問がありましたが、後ほど準備して報告したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 国民健康保険税というのは、私もかつて役場の社会保健から国保は払っているのですが、改めて国保税の料金というのは普通の方にとってはきついだろうなというのがある。日本共産党あたりが口をすっぱくして国保税を下げるべきだといつも言うわけですよ。それは低所得者層を中心に非常に医療制度そのものに対する国保の税額の高さに対する不満というものはあります。私も非常に感じます。自ら国保税を納めながらですね。町民の方々から聞かれたときに我々も説明責任があるのでわかりやすく説明したいのだけどなかなか上手くできないことがあるので、お手数ですが今回の改正は非常に重要な改正だと思うのです。今の課長のお話ですと中間層の2割軽減5割軽減の方々の負担を減らすという説明でしたが、そこをわかりやすくペーパーにしてもらって簡単で良いですから皆にわかるように説明書を頂ければありがたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 今年切り替えのときに配布するチラシなども作っておりままでのそれも合わせて提出したいと思います。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

----- ○ -----

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

○議長（福地元一郎君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（与

論町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(与論町税条例の一部を改正する条例について)提案理由を申しあげます。

地方税法の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）が平成31年3月29日公布、原則同年4月1日施行に伴い、所要の改正を行うため平成31年3月29日に与論町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

主な改正内容は、ふるさと納税制度の見直しや住宅借入金特別控除の拡充に伴う措置等による個人住民税の所要の改正及び字句の改正、固定資産税の負担軽減額措置等並びに車体課税の大幅見直しによる軽自動車税の税率の特例についての規定の整備となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 総務企画課長にお聞きします。以前本会議場で議論しましたが、ふるさと納税の返礼品についてお聞きしたいと思います。前に航空券を返礼品として贈るということをしましたよね。今年は航空券は入っていますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 現在のところ入っております。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 総務省から特産品、地場産でないと返礼品に該当しないと、ふるさと納税の制度から外すということを言ってきてますよね。そうなった場合に航空券というものは地場産でも特産品でもないのでそれに該当すると思うのです。そのことが心配で、前に航空券を返礼品に含めるという話があったときに反対したわけなのですが、今国会でも法令として決まってきてるわけですが、地場産でも特産品でもないものといった場合に総務省令に触れないですか、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 返礼品につきましては、県の財産管理対策室というものがあるのでそこで全部一品ずつチェックされております。今回4市町村が特例制度から除外されました。そういう中で他の自治体はすべてチェックされた内容であると考えております。考え方としては航空券といったものはグレーゾーンかなという感じはします。ですがその券を使ってこちらにいらっしゃってここで経済活動をするという観点で私は間接的にといいますか、直接的な家電とかそういったものとは若干違うということで、ちょっとグレーゾーンなところであるとは思いますが。現在のところチェックは全てされていますし、今回何十億円という過剰なところが外された

のですが、いまのところ与論町は大丈夫であると認識しています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そういうグレーゾーンというのは私もわかりますが、見落とした可能性もあるのですよ。何十億円という桁が違うところが目星が当たってしまって総務省としては徹底して調べるということになりますが、与論町は少ないからそうなったということもありえる。だけれどもそれはグレーゾーンであって最終的にはこれはその法令に則って総務省令に則って地場産か特産品に目を向けていかないと。島の活性化にもついていけないと思います。島を活性化するためには特産品、地場産品をいかにして掘り起こすかということに力を入れていかなければ必ずやられます。そういうことも頭に入れて、この場で議論するつもりではないのですがそういうこともあります」ということもあるのでしっかりと対応していただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

----- ○ -----

○議長（福地元一郎君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前9時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 遠山勝也

与論町議会議員 町 俊策